別記第29号様式

**支援業務の実施に関する計画**

|  |
| --- |
| １．組織及び運営に関する事項※組織図等により担当部署・担当者数・担当役員名を明示してください。※図中で和歌山県居住支援協議会との連携を明示してください。 |
| ２．支援業務の概要に関する事項※業務上知り得た個人情報の取扱いについて、内部規則等で具体的な取扱いが定められている等、個人情報管理のための適切な措置がなされていることが分かるような内容についても記載してください。 |
| ３．支援業務の対象となる住宅確保要配慮者の範囲例）○法律で定める者（住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（以下「法」という）第2条第1項第1号から第5号までに定める者）（低額所得者・被災者（発災後3年以内）・高齢者・身体障害者、知的障害者、精神障害者、その他の障害者・子ども（高校生相当以下）を養育している者）　○規則で定める者（法施行規則第3条第1号から第10号までに定める者）　　（外国人・中国残留邦人・児童虐待を受けた者・ハンセン病療養所入所者・ＤＶ被害者・北朝鮮拉致被害者・犯罪被害者・生活困窮者・更生保護対象者・東日本大震災その他の著しく異常かつ激甚な非常災害による被災者）　○供給促進計画で定める者　　（妊娠している者がいる世帯・海外からの引揚者・新婚世帯・原子爆弾被爆者・戦傷病者・児童養護施設退所者・ＬＧＢＴをはじめとする性的少数者・ＵＩＪターンによる転入者・住宅確保要配慮者に対して必要な生活支援等を行う者） |

**「支援業務の実施に関する計画」作成時の注意点**

支援業務の実施に関する計画の作成にあたっては、下記に注意してください。

１．組織及び運営に関する事項

この欄では、下記の基準に適合しているかどうかを確認します。基準に適合しているかどうかの判断基準については、別に定める「和歌山県住宅確保要配慮者居住支援法人の指定に係る判断基準」をご確認ください。

①職員、支援業務の実施の方法その他の支援業務の実施に関する計画が、支援業務の適確な実施のために適切なものであること。（法第40条第1号）

　②前号の支援業務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。（法第40条第2号）

　③役員又は職員の構成が、支援業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。（法第40条第3号）

④支援業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって支援業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。（法第40条第4号）

　⑤前各号に定めるもののほか、支援業務を公正かつ的確に行うことができるものであること。（法第40条第5号）

なお、業務運営上知り得た個人情報の取扱いについて、内部規則等で具体的な取扱いが定められている等、個人情報管理のための適切な措置がなされていること（県判断基準第６（２））が分かるような記載を行ってください。

２．支援業務の概要に関する事項

　この欄では、法第42条各号に規定される下記①～④の支援業務の実施計画について適切かどうかを確認しますので、実施予定の業務内容について記載してください。

　①家賃債務保証業務

　②入居の促進に関する情報提供、相談その他の援助業務

　③賃貸住宅に入居する住宅確保要配慮者の生活の安定及び向上に関する情報の提供、相談その他の援助業務

　④上記に掲げる業務に附帯する業務

　なお、支援法人は必ずしも上記①～④の全ての業務を行う必要はありませんが、各業務を行う備えがあることが必要です。具体的には、実際に行う支援業務の概要のほか、必要が生じた場合にはその他の業務を行う旨も記載してください。

　例）①家賃債務保証業務については、必要が生じた場合には行うこととする。

　また、家賃債務保証業務を行うことが困難な場合には、家賃債務保証業者登録規定の登録を受けた家賃債務保証業者と連携を図る旨の記載が必要です。

３．支援業務の対象となる住宅確保要配慮者の範囲

　支援業務の対象となる住宅確保要配慮者の範囲が不当に差別的なものでないことである必要があります。業務内容を検討の上、適切に設定してください。